

町田市立鶴間小学校安全委員会規約

1. 名称と目的

- (1) この会の名称を 町田市立鶴間小学校 安全委員会 とする。
- (2) 安全委員は保護者と地域の意見や要望をまとめ、学校と学級代表者会と協力して児童の安全を図る。
- (3) 学校と学級代表者会と密接な連絡をとり、児童の安全な通学のため協力する。
- (4) この会の所在地を東京都町田市鶴間 4-17-1に置く。設立日は平成18年4月28日である。

2. 組織

- (1) 安全委員会は本校の学級代表者会会員で構成する。
- (2) 安全委員会は、各学年からその学級数に1名を加えた人数を選出する。
- (3) 安全委員会には、委員長2名・副委員長2名・書記4名・会計1名・会計監査1名の役員をおく。
- (4) 役員は安全委員会で互選する。
- (5) 各委員の任期は4月より翌3月とする。
- (6) 学校側より、副校長が担当する。
- (7) 安全委員会における三役は委員長・副委員長・書記・会計とする。

3. 運営

- (1) 安全委員会は、必要に応じ随時会合を開くことができる。
- (2) 安全委員会は、会議形態や開催場所を問わず、会合を開くことができる。
- (3) 運営にあたっては、学級の保護者等で十分に話し合い、意向を反映させる。

4. 活動内容

- (1) 通学路の安全に関すること。
- (2) 地域防犯パトロールの方との親睦を図り、連携がとれるようにする。
- (3) 学校行事等への協力。
- (4) その他、必要と認められること。

5. 運営費

- (1) 運営費は安全委員会にて予算を立て、学級代表者会で承認を得た金額を運営費とする。

6. 雑則

- (1) 規約を変更する場合は安全委員会の三分の二以上の賛成票で可決、その後学級代表者会会員の三分の二以上の賛成票を得て執行できるものとする。
- (2) 安全委員長は次年度以降の役員選出を免除される。
- (3) 安全副委員長・書記・会計は次年度以降の学級代表者会・安全委員会の三役選出を免除される。
- (4) 2.組織(1)及び、6.雑則(1)の学級代表者会会員とは、上位組織である学級代表者会規則で定められ、学級代表者会規則内で名称変更がある場合、これに連動し本規約内名称変更を行うものとする。

附則

- (1) この規約は 2.組織(3)を令和 6 年4月1日、これ以外を即日施行とする。
平成26年 4月 1日一部改定
平成29年 2月21日一部改訂
平成30年 4月 1日一部改訂
平成31年 4月 1日一部改定
令和 2年12月10日一部改定
令和 4年 3月 1日一部改定
令和 4年12月21日一部改定
令和 5年11月15日一部改定